

白井市行政経営改革実施計画(案)
(1013)

平成 年 月
白井市

1 行政経営改革実施計画について

(1) 行政経営改革実施計画の役割と位置付け

行政経営改革実施計画は、行政経営指針（第5次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針）に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための計画です。

市がこれから行う行政経営改革は、従来の縮小・削減のみに焦点をあてた行財政改革の取り組みから脱却し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できることを目的としています。

そのために行政経営指針では、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の3つの基本方針を定め、基本方針の下にそれぞれ合計38の取組項目を設けています。

行政経営改革実施計画では、この行政経営指針の38の取組項目を達成するため、それぞれの取組項目に更に具体的な取組項目を位置付けます。

市は、行政経営改革実施計画の取組項目を着実に実施することで、行政経営指針の取組項目を実現し、行政経営改革を進めていきます。

行政経営指針の3つの基本方針

基本方針1 市民自治のまちづくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

- 1 市民参加の充実
- 2 地域コミュニティづくりの推進
- 3 情報共有の徹底と可視化

基本方針2 自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指します。また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

- 1 効率的な行政組織の構築
- 2 多様な人材の育成と確保
- 3 財源の確保
- 4 歳出の抑制
- 5 適材適所による事業主体の見直し
- 6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

- 1 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

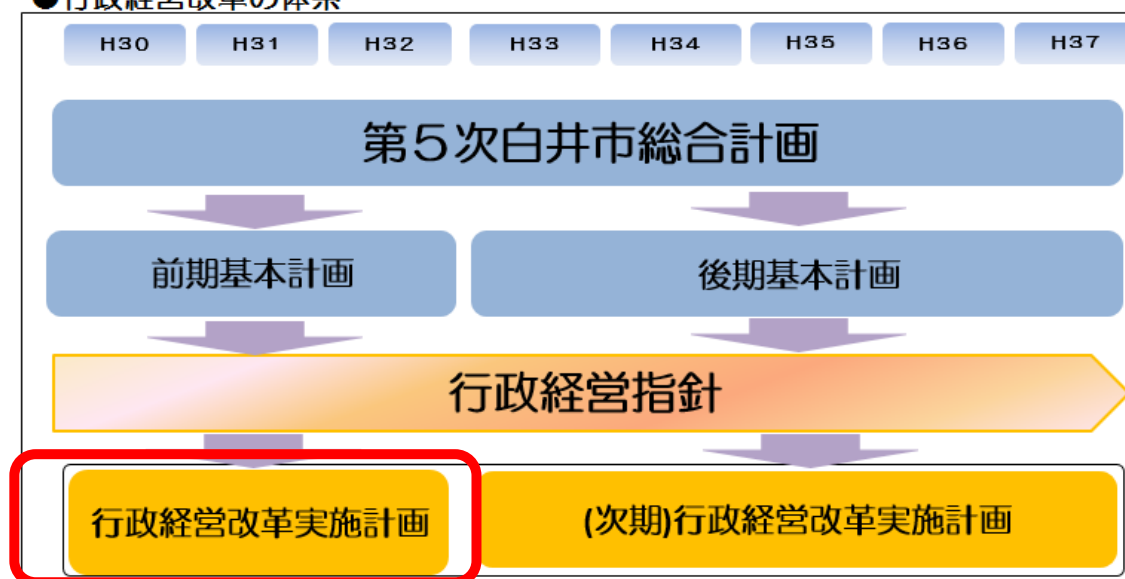
(2) 行政経営改革実施計画の計画期間

行政経営改革実施計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、3年間で行政経営改革に取り組むことができるものを計画することとします。

また、取組項目の実施に当たり検討を要する取り組みについては、計画期間の3年間で検討の結果を出すこととしています。

なお、行政経営改革実施計画の計画期間終了後の平成33年度以降については、計画期間を第5次総合計画と同一の期間である5年間とした上で、新たな行政経営改革実施計画を策定することとします。

●行政経営改革の体系



(3) 行政経営改革実施計画の目標と効果

市は、行政経営改革により、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できることを目的としています。

そのため、行政経営改革実施計画については、行政改革の計画のように財政上の効果額のみを目標や効果とするものではありません。

行政経営改革実施計画は、財政上の効果額が見込める取組項目と、行政サービスの向上や市民参加の充実などの財政上の効果額は見込めないが、市民のメリットや市の業務の効率性が高まることが見込める取組項目によって構成されています。

財政上の効果額が見込める取組項目については、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、計画策定時において、3年間で約●億●万円の効果額を見込んでいます。

また、それ以外の取組項目については、そのメリットを効果としています。

計画期間（3 年間）に財政上の効果が見込める取組項目

整理番号	取組項目名	計画期間における財政効果額
2-3-②	使用料・手数料の見直し	270 万円
2-3-⑥-1	広告収入の確保	※現時点では不明
2-3-⑥-2	公有財産の有効活用	（ 現在積算中 ）
2-3-⑥-3	普通財産の売却	（ 現在積算中 ）
2-4-①-1	ESCO 事業の導入	※現時点では不明
2-4-①-3	防犯灯・街路灯の一元管理	※現時点では不明
2-4-②	扶助費・補助金の見直し	※現時点では不明
2-5-②-2	情報機器管理における専門家の活用	※現時点では不明
合 計		

（4）行政経営改革実施計画の進行管理

行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。

また、行政経営改革実施計画の評価は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、市民及び学識経験者による外部の視点で行います。

行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。

また、行政経営改革実施計画の進捗状況及び評価結果については、広報しろい、ホームページ等において、公表していきます。

2 行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の●の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。	1-1-①	無作為抽出による市民参加の充実 (P. 1)	市民活動支援課
②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。	1-1-②-1	市民活動推進センターの機能強化 (P. 2)	市民活動支援課 社会福祉課
	1-1-②-2	地域防災力向上支援 (P. 3)	市民安全課
③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。	1-1-③-1	提案型協働事業補助制度の推進 (P. 4)	市民活動支援課
	1-1-③-2	参加型講座の実施 (P. 5)	企画政策課 生涯学習課 関係各課
④市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。		審議会で検討	

2. 地域コミュニティづくりの推進

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。	1-2-①	地域コミュニティの啓発 (P. 6)	市民活動支援課 関係各課
②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。	1-2-②-1	地域学校協働活動の推進 (P. 7)	生涯学習課 学校教育課
	1-2-②-2	職員のコーディネート人材の育成 (P. 8)	市民活動支援課 総務課
③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。	1-2-③	地域担当職員制度導入による地域づくり支援 (P. 9)	市民活動支援課 総務課
④小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。	1-2-④	まちづくり協議会設立の促進 (P. 10)	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課 総務課 関係各課

3. 情報共有の徹底と可視化

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。		審議会で検討	
②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。		審議会で検討	
③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。		審議会で検討	
④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。	1-3-④	職員間の情報共有（P. 11）	総務課 情報管理課

基本方針２ 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。	2-1-①	行政組織の見直し（P. 12）	総務課
②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組めます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。	2-1-②	プロジェクトチーム制度の活用（P. 13）	総務課 行政経営改革課
③ＩＣＴなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。		審議会で検討	

2. 多様な人材の育成と確保

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。	2-2-①	人材育成基本方針の見直し（P. 14）	総務課
②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。	2-2-②	適材適所な人事配置（P. 15）	総務課
③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。	2-2-③	現場主義職員の育成（P. 16）	総務課

④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。	2-2-④	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進（P. 17）	総務課
⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。	2-2-⑤	人材の積極的な確保（P. 18）	総務課

3. 財源の確保

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。	2-3-①	未収金の徴収の一元化（P. 19）	収税課
②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	2-3-②	使用料・手数料の見直し（P. 20）	行政経営改革課 関係各課
③次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。	2-3-③	将来負担の抑制（P. 21）	財政課
④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているとう白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。	2-3-④	土地利用の促進（P. 22）	都市計画課 商工振興課 企画政策課 行政経営改革課
⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。	2-3-⑤	農商工連携による農産物販路の拡大（P. 23）	商工振興課 農政課
⑥多様な収入確保策の検討 【行政経営改革実施計画のみの新規項目】	2-3-⑥-1	広告収入の確保（P. 24）	行政経営改革課 関係各課
	2-3-⑥-2	公有財産の有効活用（P. 25）	管財契約課
	2-3-⑥-3	普通財産の売却（P. 26）	管財契約課 関係各課

4. 歳出の抑制

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能	2-4-①-1	ESCO 事業の導入（P. 27）	管財契約課
	2-4-①-2	小中学校 LED 照明器具への改修の実施に向けた検討（P. 28）	教育総務課
	2-4-①-3	防犯灯・街路灯の一元管理	道路課

力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。		(P. 29)	市民安全課
	2-4-①-4	再任用の職員の活用 (P. 30)	総務課
②扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	2-4-②	扶助費・補助金の見直し (P. 31)	行政経営改革課 関係各課
③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。	2-4-③	公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化 (P. 32)	行政経営改革課

5. 適材適所による事業主体の見直し

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	2-5-①-1	事業主体の検討と決定 (P. 33)	行政経営改革課
	2-5-①-2	公の施設の運営方法の検討と実施 (P. 34)	行政経営改革課 文化課 子育て支援課 社会福祉課 保育課
	2-5-①-3	窓口業務の委託の検討と実施 (P. 35)	行政経営改革課 子育て支援課 社会福祉課 保育課 健康課 高齢者福祉課 保健福祉相談室 市民課（課税課 収税課） 環境課
	2-5-①-4	学校校内業務の見直し (P. 36)	学校教育課
②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	2-5-②-1	事業主体の検討と決定（再掲）	行政経営改革課
	2-5-②-2	情報機器管理における専門家の活用 (P. 38)	情報管理課

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①第 5 次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。	2-6-①	事務事業評価の実施（P. 39）	企画政策課
②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。	2-6-②	外部評価と内部評価の実施（P. 40）	企画政策課
③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。	2-6-③	事務事業評価シートの簡素化・見える化（P. 41）	企画政策課
④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	2-6-④	市政に関する市民意向等の把握（P. 42）	企画政策課
⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	2-6-⑤	事業のスクラップ・リセットの徹底（P. 43）	企画政策課

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。	3-1-①	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施（P. 44）	学校教育課
②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。	3-1-②	公共施設等の個別施設計画の策定（P. 45）	行政経営改革課 教育総務課 関係各課
③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。	3-1-③	公共施設等を管理するための組織体制の構築（P. 46）	行政経営改革課

■行政経営改革実施計画の取組項目における表の見方は、次のとおりです。

A		人づくり	●	新規
	●	仕組みづくり		見直し改善（拡充）
				継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり B

1. 市民参加の充実

- ① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。

整理番号	①	項目名	②	所管課	③
これまでの取り組み			④		
これからの取り組み			⑤		
目的			⑥		
目標時期			⑦		
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30 年度	平成 31 年度 平成 32 年度
⑧				→	
		目標		効果	
平成 30 年度				【市の効果】 【市民の効果】 ⑩	
平成 31 年度		⑨			
平成 32 年度					

項目	説 明
A	取組項目の分類を示しています。全ての取組項目は、「新規」、「見直し改善（拡充）」、「継続（拡充）」に分類され、基本方針 1 市民自治のまちづくりについては、更に 2 つに分類しています。
B	行政経営指針の基本方針と 38 の取組項目です。
①	実施計画の取組項目別の番号で B を整理しています。取組項目が 2 つ以上の場合は枝番です。
②	取組項目名です。
③	取組項目を推進する所管課名です。
④	取組項目におけるこれまでに実施した取り組みや課題を記入しています。
⑤	取組項目におけるこれから実施する取り組みです。行政経営指針は、平成 28 年度に策定しているため、指針に基づいて平成 29 年度に実施した取り組みもここに含めることとします。
⑥	取組項目を実施する目的です。
⑦	取組項目を実施又は本格実施する目標の年度です。毎年実施する場合は随時としています。
⑧	取組項目における具体的な実施内容とその実施スケジュールです。
⑨	取組項目の年度別実施目標です。⑧の実施内容を詳しく記入しています。
⑩	取組項目を実施することの効果を入力しています。歳入の増加又は歳出の削減などの財政上の効果のある取組項目の場合は、効果額として金額を入力しています。

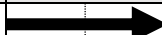
	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。

整理番号	1-1-①	項目名	無作為抽出による市民参加の充実			所管課	市民活動支援課			
これまでの取り組み	- 市は、市民参加条例に基づき、市民参加に積極的に取り組んでいる。 - 市は、計画等の策定に当たり、様々な市民の意見も聴くとともに、市政に関心を持つきっかけをつくるため、住民基本台帳から無作為に抽出した市民に対して、ワークショップ等の出席を依頼している。 - 市は、住民基本台帳から無作為で抽出した 18 歳以上の市民で審議会等の委員就任を希望する市民をあらかじめ名簿登録し、審議会等の公募委員を名簿から委員を選出する「無作為抽出公募委員候補者登録制度」を平成 28 年度から 3 年間の予定で試行的に実施し、平成 29 年 10 月現在、11 審議会 14 人を委員として委嘱している。									
これからの取り組み	- 試行的に実施した無作為抽出による市民参加の検証を踏まえ、「無作為抽出公募委員候補者登録制度」を本格実施する。 - 制度の意義や仕組みを理解し、取り組みを啓発するため、庁内各課への説明会を実施する。									
目的	新たな市民参加を充実させるため。									
目標時期	平成 31 年度									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
試行実施										
試行実施の検証・本実施の仕組み決定										
本格実施										
	目標					効果				
平成 30 年度	- 試行実施 - 試行実施の検証・本実施の仕組み決定 - 無作為抽出の実施・登録受付 - 説明会の実施					【市の効果】 - 審議会等の審議に市民の意見が反映されるとともに、市政に関心を持つ市民が増える。 【市民の効果】 - 市政に参加するきっかけのない人が市政に参加する機会ができる。				
平成 31 年度	- 本格実施 - 説明会の実施									
平成 32 年度	- 本格実施 - 説明会の実施									

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-1	項目名	市民活動推進センターの機能強化	所管課	市民活動支援課 社会福祉課
これまでの取り組み	- 市は、白井駅前センター内に市民活動推進センターを設置し、市民活動を側面から支援する「情報」、「活動」、「交流」の場として、市民団体に管理の一部及び運営を委託している。 - 市民活動推進センターは立地条件、スペースの改善、利用者の増加、運営機能の充実、運営体制の充実が課題とされている。 - 市は、市民活動推進センターを市役所に移転し、市民活動を取り巻く課題に対応したセンターとして機能を強化するため検討を進めている。				
これからの取り組み	- 平成 30 年 5 月を目途に市民活動推進センターを市役所に移転し、段階的に機能強化を図りながら、市民活動の総合的な拠点として拡充させていく。 - 機能的に類似するボランティアセンターとの連携を検討する。				
目的	市民活動推進センターの機能強化を図り、市民活動の総合的な拠点として拡充することで、市民活動を支援するため。				
目標時期	平成 32 年度				
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30 年度	平成 31 年度
				平成 32 年度	
(仮称)市民活動推進センターの移転、機能強化・拡充				→	→
市民活動まつりとボランティアまつりの連携協議				→	
市民活動まつりとボランティアまつりの連携					→
(仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの連携の検討					→
目標		効果			
平成 30 年度	(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充 - 市民活動まつりとボランティアまつりの連携による実施について協議 (仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの運営にかかる現状等の把握	【市の効果】 - 市民活動を実践する人が増える。 【市民の効果】 - 市民活動団体間や団体と地域・行政間がつながることで、協働の取り組みが増える。 - 市民活動団体等の団体の活動が活性化する。			
平成 31 年度	(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充 - 市民活動まつりとボランティアまつりの連携による開催 (仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの連携の検討				
平成 32 年度	(仮称)市民活動推進センターの機能強化・拡充 - 市民活動まつりとボランティアまつりの連携による開催 (仮称)市民活動推進センターとボランティアセンターの連携の検討				

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-2	項目名	地域防災力向上支援			所管課	市民安全課		
これまでの取り組み	・市は、県の補助制度を活用し、自主防災組織設立時に防災資機材を購入し、交付している。 ・市内の自主防災組織には、防災資機材が整備されているが、耐用年数を超えても、更新されていないものも多い。								
これからの取り組み	・原則、市の単独補助により、組織立ち上げ時に購入し整備してきた資機材の更新・整備及び維持更新等の支援制度を整備し、自主防災組織や自治会がより活動しやすい環境を整備する。（場合によって県の補助制度も活用する。） ・市が現在実施している自主防災組織の立ち上げ時に購入し、 ・NPOなどの地域防災の専門家による支援や派遣制度について検討する。								
目的	市民の関心が大きい地域防災力を通じて、市民活動を市民に広げるため。								
目標時期	平成 32 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
補助制度調査研究・設計									
補助金受付									
専門家の支援・派遣制度の検討									
専門家の支援・派遣制度の制度化・実施									
	目標					効果			
平成 30 年度	・補助金制度の調査研究、県との協議					【市の効果】 ・地域における防災意識が高まり、災害時の対応力が強化される。 【市民の効果】 ・自主防災組織の活動が維持・強化される。			
平成 31 年度	・補助金交付要綱制定 ・自主防災組織・自治連合会への説明 ・専門家の支援・派遣制度の検討								
平成 32 年度	・補助金受付 ・専門家の支援・派遣制度の制度化・実施								

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-1	項目名	提案型協働事業補助制度の推進			所管課	市民活動支援課		
これまでの取り組み	・市は、市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指すため、市民団体活動支援補助金により市民団体の公益活動に必要な経費の一部を補助しているが、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりに対しての取り組みは弱い。								
これからの取り組み	・市民と市の協働により地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため、地域の課題解決のために市民と市が協働することにより、効果を生む事業などを市民と市が積極的に提案し、協働事業へつなげる仕組みづくりとして、（仮称）提案型協働事業補助金を創設する。								
目的	市民と市の協働により、地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため。								
目標時期	平成 32 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
補助制度の設計									
補助制度のPR									
補助制度の募集・審査									
補助制度による協働事業の実施									
	目標					効果			
平成 30 年度	・ 補助制度の設計					【市の効果】 ・ 市民と市が協働し、地域の課題を解決する取り組みが増え、協働によるまちづくりが推進できる。			
平成 31 年度	・ 補助制度のPR ・ 補助制度の募集・審査					【市民の効果】 ・ 市との協働による事業が行いやすくなる。 ・ 公益性のある事業が行われることで、市民生活が向上する。			
平成 32 年度	・ 補助制度による協働事業の実施								

●	人づくり
	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-2	項目名	参加型講座の実施			所管課	企画政策課 生涯学習課 関係各課		
これまでの取り組み	・市では、市民が市政や各課の取り組みなどを学ぶ出前講座として、なるほど行政講座を実施しており、多くの市民が利用しているが、市が定めたメニューで開催されているため、受講者の市民が受身となりがちであり、市民との話し合いの機会となっていない。 ・市民大学校は、市民の主体的な「学び」と市民の「参加」によるまちづくりの支援を行っている。また、公民館の講座においては、各館周辺の地域の状況を踏まえた講座を展開している。								
これからの取り組み	・市民が主体となり、参加型手法を用いてみんなで課題解決に向けて考え、学び合う講座プログラムを関係各課がメニュー化し、新たな出前講座として実施する。 ・参加型手法を用いた講座プログラムの企画立案と講座プログラムを実施・運営できるスキルを身につけるために外部のファシリテーション研修等を活用する。 ・市民が今後地域で活躍できるための講座を市民大学校や公民館講座で行う。								
目的	市民同士が課題解決に向けて考え、学び合う機会をつくるため。								
目標時期	平成 31 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
関係各課による講座プログラムの検討									
講座企画・運営の職員研修									
講座プログラムの実施									
目 標						効 果			
平成 30 年度	・市民と連携できる講座を検討するために、意見交換会などの開催 ・市民が自ら市民に対して行いたい講座のプレゼンテーションの開催の検討					【市の効果】 ・市民同士の議論を通じて、市が具体的なアイデアを得ることで、市民の意見を踏まえた事業を展開できる。 【市民の効果】 ・市政について、市民同士で議論するきっかけができる。 ・市政について、より深く知ることができる。			
平成 31 年度	・市民講師による講座の実施 ・市民とともに検討した講座の開催								
平成 32 年度	・市民講師による講座の実施 ・市民とともに検討した講座の開催								

●	人づくり		新規
	仕組みづくり	●	見直し改善（拡充）
			継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。

整理番号	1-2-①	項目名	地域コミュニティの必要性の啓発		所管課	市民活動支援課 関係各課	
これまでの取り組み	- 市は、市への転入者に自治会入会のための啓発チラシの配布、自治会の設立や運営などの様々な相談に対応するなど、自治連合会と連携し、地域コミュニティ活動の推進を行っているが、地域コミュニティの必要性を市民に十分に伝えられていない。 - 市は、地域コミュニティの重要性を啓発するため、年1回、自治連合会と共催で地域づくり講演会を開催している。						
これからの取り組み	- 市は、地域コミュニティの必要性を啓発するチラシを作成する。 - 市は、地域の人のつながりの大切さを啓発するため、コミュニティ、防災、健康、福祉、子育て、子どもの健全育成等の様々な視点から、各種イベント・事業において、関係各課が地域コミュニティの必要性を啓発する取り組みを実施する。 - 各センターは、地域づくりの中核的施設として地域コミュニティづくりのための仕掛けづくりを行う。						
目的	市民が地域コミュニティ活動に興味、関心を持ち、地域コミュニティ活動に参加する市民を増やすため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域コミュニティの必要性の啓発					→		
	目標				効果		
平成30年度	- 地域コミュニティの必要性を啓発するチラシをつくる。 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターによる地域コミュニティ事業の実施				【市の効果】 - 地域コミュニティ活動に参加する市民が増える。 【市民の効果】 - 地域コミュニティの必要性を知ることができる。		
平成31年度	- 各課が事業を実施する際にチラシを配布 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターによる地域コミュニティ事業の実施						
平成32年度	- 各課が事業を実施する際にチラシを配布 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターによる地域コミュニティ事業の実施						

	人づくり	●	新規
●	仕組みづくり		見直し改善（拡充）
			継続（拡充）

基本方針１ 市民自治のまちづくり

２. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-1	項目名	地域学校協働活動の推進		所管課	生涯学習課・学校教育課	
					関係課	健康課・保健福祉相談室 子育て支援課・市民活動支援課	
これまでの取り組み	- 子どもたちの支援として、教育委員会が、「放課後子ども教室」（生涯学習課）、「学校安全活動・登下校見守り」（学校教育課）を行い、地域住民等が、学習支援や安全面の支援などをそれぞれで行っており、連携協力がとりづらい。 - 国は、各小中学校において、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進している。						
これからの取り組み	- 地域学校協働活動を推進するため、全ての小中学校で地域と学校の連携協力体制の仕組みを検討する。 - 地域と学校をつなぐため、地域における地域住民等による連携協力体制を検討し、決定する。						
目的	地域学校協働活動を推進するため。						
目標時期	未定						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討 と決定							
	目標				効果		
平成 30 年度	地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定				【市の効果】 - 地域と学校の連携協力した活動が増えるとともに、調整等に要する負担が軽減する。 【市民の効果】 - 学校と連携する窓口ができることで、学校と連携したイベントなどを行うときの調整の負担が減る。 - 地域で地域学校協働活動が増えることで、市民生活が豊かになる。		
平成 31 年度	地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定						
平成 32 年度	地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定						

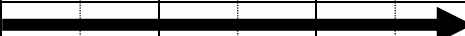
●	人づくり
	仕組みづくり

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-2	項目名	職員のコーディネート人材の育成			所管課	市民活動支援課 総務課		
これまでの取り組み	・市は、市民や行政、市民同士をつなぎ、市民と行政の協働のまちづくりや地域主体のまちづくりを推進していくために必要なコーディネート力を高めるために、職員を対象に基礎的な能力を育成するコーディネート型人材育成研修を実施している。								
これからの取り組み	・コーディネートスキルを習得する基本研修を広く職員に実施する。 ・市の人材育成基本方針にコーディネート力の重要性を位置付け、職員を対象としたコーディネート型人材育成研修を拡充し、地域に関わりが深い職員を対象に地域づくりを促進させる参加型手法を習得する専門研修を実施する。								
目的	市民や地域と有機的な関係性を築き、協働を推進できる職員を育成するため。								
目標時期	平成 30 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
基本研修の実施									
専門研修の実施									
	目標					効果			
平成 30 年度	・基本研修の実施 ・専門研修の実施					【市の効果】 ・市民と市、市民同士のコーディネートができる職員が増える。 ・市民と市、市民同士の協働を推進できる職員が増える。 【市民の効果】 ・小学校区単位のまちづくりにおいて、団体間の連携が増える。 ・市民が職員を身近に感じることができる。 ・地域づくりに関心をもつ人が増える。			
平成 31 年度	・基本研修の実施 ・専門研修の実施								
平成 32 年度	・基本研修の実施 ・専門研修の実施								

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

③ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

整理番号	1-2-③	項目名	地域担当職員制度導入による地域づくり支援			所管課	市民活動支援課 総務課			
これまでの取り組み	・市は、各課の業務を推進するため、市民活動支援課、高齢者福祉課、健康課等において、小学校区ごとの担当を設けている。									
これからの取り組み	・市民自治に基づく小学校区単位のまちづくりを推進するために、地域づくりを支援する地域担当職員制度を導入する。									
目的	市民自治に基づく小学校区単位のまちづくりを推進するため。									
目標時期	平成 32 年度									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度
モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の検討						→				
モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の試行								→		
モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の実施									→	
	目標					効果				
平成 30 年度	・モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の検討					【市の効果】 ・小学校区単位のまちづくりを市民と協働して推進できる。 【市民の効果】 ・まちづくり協議会の設立や運営について支援が受けられる。				
平成 31 年度	・モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の試行									
平成 32 年度	・モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の実施									

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

2. 地域コミュニティづくりの推進

整理番号	1-2-④	項目名	まちづくり協議会設立の促進	所管課	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課・総務課 関係各課	
これまでの取り組み	・市は、まちづくり協議会を組織するきっかけづくりとして、市内の9小学校区で小学校区単位の意見交換会を開催している。 ・地域において活動をしている個々の団体の連携協力体制ができていない。 ・自治会等の役員の任期が一年間であり、まちづくり協議会の必要性が高まらないため、地域の多様な組織、団体に参加を呼びかけ、意見交換会を開催している。					
これからの取り組み	・地域の多様な組織、団体を交えた意見交換会を開催する。 ・小学校区単位で地域の課題解決を図るため、モデル小学校区を定め、地域担当職員が、まちづくり協議会の設立を支援する。					
目的	小学校区単位で地域が一体となって地域課題を解決するまちづくりを推進するため。					
目標時期	未定					
実施内容				実施スケジュール		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区）				→		
まちづくり協議会の仕組みの検討				→		
地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整				→		
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（1小学校区）				→		
目標				効果		
平成30年度	・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区） ・まちづくり協議会の仕組みの検討 ・地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整			【市の効果】 ・小学校区の課題を小学校区内で解決できる。 【市民の効果】 ・小学校区の課題を小学校区内で解決できる。		
平成31年度	・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区） ・まちづくり協議会の仕組みの検討 ・地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整					
平成32年度	・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（1小学校区）					

	人づくり	●	新規
●	仕組みづくり		見直し改善（拡充）
			継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

- ④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。

整理番号	1-3-④	項目名	職員間の情報共有			所管課	総務課 情報管理課
これまでの取り組み	・職員が、日頃から部局横断的に話し合う機会が少ない。 ・市は、各課の照会などの庁内の情報はパソコンを利用した庁内のイントラネットを活用して、処理しているが、庁内の情報が職員間で共有されていない。 ・市は、平成 29 年度に職員の声を業務に反映する制度であるプライベートコメントを創設したが、利用はまだ少ない。						
これからの取り組み	・職員が、部局横断的に話し合う機会として、職員間の情報共有の場を設ける。 ・各課の講座やイベント情報を庁内のイントラネットに掲載するとともに、結果を報告することで、イントラネットの活用による庁内の情報共有を徹底する。						
目的	類似する事業との連携や事務の効率化を図るため。						
目標時期	平成 30 年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
職員間の情報共有の場の検討と情報共有							
イントラネットの活用による職員間の情報共有							
イントラネットの機能・運用方法の調査及び見直し							
	目標				効果		
平成 30 年度	・職員間の情報共有の場の検討と設置 ・イントラネットの活用による職員間の情報共有 ・イントラネットの機能・運用方法の要望を各課から調査				【市の効果】 ・職員間で情報共有することで、事業との連携や事務の効率化を図れる。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・職員間の情報共有の場を活用した情報共有 ・イントラネットの活用による職員間の情報共有 ・調査結果を基に各課の要望を実現するための機能・運用方法の見直し						
平成 32 年度	・職員間の情報共有の場を活用した情報共有 ・イントラネットの活用による職員間の情報共有						

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

- ① 行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。

整理番号	2-1-①	項目名	行政組織の見直し			所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、限られた職員数で多様化する行政課題及び市民ニーズに対して迅速、柔軟に対応するとともに将来を見据えた持続可能な行政運営を図っている。 (平成 30 年度に部の再編を中心とした全体的な行政組織の見直しを実施)						
これからの取り組み	・人口減少や職員の定員管理等を踏まえ、課の統合等を含めた再編を継続的に検討、実施する。 ・必要に応じ、課題解決、プロジェクト実施のための行政組織（課又は室）を期間限定で設置できる体制を検討する。						
目的	効率的・効果的な行政組織体制を構築するため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
行政組織の見直しの検討・実施					→		
課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討					→		
	目標				効果		
平成 30 年度	・課の統合等を含めた再編の検討、実施				【市の効果】 ・多様化する行政課題及び市民ニーズに対して迅速、柔軟に対応することが増える。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・課の統合等を含めた再編の検討、実施						
平成 32 年度	・課の統合等を含めた再編の検討、実施						

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

- ② 突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組めます。また、部局横断的に行政課題を解決するためにプロジェクトチーム制度を導入します。

整理番号	2-1-②	項目名	プロジェクトチーム制度の活用			所管課	総務課 行政経営改革課			
これまでの取り組み	・市では、これまで各種計画などの策定に当たっては、庁内検討委員会を設置するなどしてきたが、部局横断的な行政課題の解決に積極的に取り組む仕組みがなかった。									
これからの取り組み	・複数課にまたがる課題を検討する場合など、なかなか進展しない業務等について、平成 29 年度に創設したプロジェクトチーム制度を活用して、行政課題を解決する。									
目的	行政課題に効率的かつ横断的に対応し、解決を図るため。									
目標時期	随時									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度
プロジェクトチーム制度の活用による行政課題の解決										
	目 標					効 果				
平成 30 年度	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置					【市の効果】 ・行政課題に対して、積極的に解決が図られる。 【市民の効果】 —				
平成 31 年度	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置									
平成 32 年度	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置									

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。

整理番号	2-2-①	項目名	人材育成基本方針の見直し			所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」を策定しているが、「白井市職員のあるべき姿」がなく、一般論となっていることから、職員に浸透していない。 ・平成 26 年に実施した住民意識調査において、市民が求める職員像の調査を行っている。						
これからの取り組み	・職員のプロジェクトチーム等を設置し、住民意識調査の結果等を踏まえ「白井市職員のあるべき姿」を作成し、「人材育成基本方針」の見直しを行う。						
目的	職員としてより一層の意識の向上を図るため。						
目標時期	平成 31 年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「白井市職員のあるべき姿」の作成					→		
「人材育成基本方針」の見直し					→		
	目標				効果		
平成 30 年度	・職員のプロジェクトチーム等を設置し「白井市職員のあるべき姿」の作成				【市の効果】 ・白井市職員のあるべき姿に即した職員が増える。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・「人材育成基本方針」の見直し						
平成 32 年度							

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。

整理番号	2-2-②	項目名	適材適所な人事配置	所管課	総務課	
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」に基づき、階層別研修を実施し、各研修機関等への派遣を行っている。 ・市は、各課等における業務、人事意向調査等を総合的に勘案し、人事配置を行っている。					
これからの取り組み	・見直した「人材育成基本方針」に基づき研修等を行い、専門性の高い職員の育成につなげることで、さらなる適材適所の人事配置を行っていく。 ・現行の制度に固執せず、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮できるような新たな人事制度について、情報収集、検討を行う。					
目的	適材適所の人事配置を行うことで、職員の能力や意欲を最大限発揮させるため。					
目標時期	随時					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「人材育成基本方針」の見直し						
「人材育成基本方針」に基づく研修の実施						
適材適所な人事配置						
新たな人事制度の情報収集、検討						
	目標			効果		
平成 30 年度	・適材適所な人事配置 ・新たな人事制度の情報収集、検討			【市の効果】 ・能力や意欲を最大限発揮する職員が増える。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・「人材育成基本方針」の見直し ・適材適所な人事配置 ・新たな人事制度の情報収集、検討					
平成 32 年度	・「人材育成基本方針」に基づく研修の実施 ・新たな人事制度の情報収集、検討					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。

整理番号	2-2-③	項目名	現場主義職員の育成	所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」において、職員の現場主義を定めておらず、また、現場主義職員を育成していない。				
これからの取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において現場主義職員の育成についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	現場主義を徹底することで、市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員を育成するため。				
目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
現場主義職員の育成の検討				→	
現場主義職員の育成					→
目標		効果			
平成 30 年度		【市の効果】 ・市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員が増える。 【市民の効果】 —			
平成 31 年度	・「人材育成基本方針」の見直し ・現場主義職員の育成の検討				
平成 32 年度	・現場主義職員の育成の実施				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ④ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。

整理番号	2-2-④	項目名	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	所管課	総務課
これまでの取り組み	・具体的な取り組み事項はない。				
これからの取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において、職員が「地域の活動」に参加しやすい仕組みの検討・推進についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	職員が地域の活動や市民と関わることで、地域の現状、課題を把握した上で業務に取り組めるようになるため。				
目標時期	平成 32 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「人材育成基本方針」の見直し					
地域の活動に参加しやすい仕組みの検討					
地域の活動に参加しやすい仕組みの推進					
目標		効果			
平成 30 年度		【市の効果】 ・地域の活動に参加する職員が増える。 【市民の効果】 —			
平成 31 年度	・「人材育成基本方針」の見直し ・地域の活動に参加しやすい仕組みの検討				
平成 32 年度	・地域の活動に参加しやすい仕組みの推進				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

⑤ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。

整理番号	2-2-⑤	項目名	人材の積極的な確保			所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、専門的な知識を持った人材として、任期付短時間勤務職員を採用している。 ・市は、新規採用職員についても、年齢で区分し新卒者に限定せず採用している。						
これからの取り組み	・引き続き、任期付短時間勤務職員の採用や、新卒者に限定しない新規採用職員の採用を行い、人材の確保を行う。 ・職員の年齢構成等も踏まえ、即戦力となる社会人経験者枠による職員採用を行う。						
目的	豊富な知識、専門的な知識を持った人材を確保し、多様な行政運営を図るため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保					→		
社会人経験者枠による職員採用の検討					→		
社会人経験者枠による職員採用試験の実施					→		
社会人経験者枠による職員の採用					→		
	目標				効果		
平成 30 年度	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員採用の検討				【市の効果】 ・豊富な知識、専門的な知識を持った人材が増える。 【市民の効果】 ・市職員として働きたい社会人が、市職員として即戦力として活躍できる。 ・豊富な知識、専門的な知識を持った職員の対応を受けることができる。		
平成 31 年度	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員採用試験の実施						
平成 32 年度	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員の採用						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。

整理番号	2-3-①	項目名	未収金の徴収の一元化			所管課	収税課 関係各課
これまでの 取り組み	・市では、市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）と国民健康保険税の徴収を収税課が担当している。 ・高額滞納者の徴収業務について、効率的かつ効果的に徴収するため、平成 27 年度に介護保険料と後期高齢者医療保険料を、平成 28 年度に保育料を各担当課から収税課に移管している。						
これからの 取り組み	・未収金の徴収の一元化について、プロジェクトチームを設置して検討する。						
目的	未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上するため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容						実施スケジュール	
						平成 30 年度	平成 31 年度
プロジェクトチームによる検討						→	
未収金の徴収の一元化に向けた準備						→	
未収金の徴収の一元化の実施						→	
	目標					効果	
平成 30 年度	・プロジェクトチームによる検討 ・未収金の徴収の一元化に向けての準備					【市の効果】 ・徴収率が向上する。 【市民の効果】 ・滞納者が、税金を支払うことで市民間の負担が公平になる。	
平成 31 年度	・未収金の徴収の一元化に向けての準備						
平成 32 年度	・未収金の徴収の徴収一元化の実施						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

整理番号	2-3-②	項目名	使用料・手数料の見直し			所管課	行政経営改革課 関係各課		
これまでの取り組み	・市は、平成 28 年度に「使用料・手数料の考え方」を改定し、受益者負担率 100%とした。 ・平成 29 年度に使用料・手数料の見直しをした結果、平成 30 年 4 月から新たな使用料・手数料とすることとした。 ・使用料・手数料の減免に関する市の統一した基準がないため、市は、それぞれの使用料・手数料ごとに減免を実施している。								
これからの取り組み	・全ての使用料・手数料の見直しを 3 年ごとに行い、受益者負担率 100%を目指す。 ・使用料・手数料の減免における市の考え方を明確にした上で、減免に関する統一した基準を示し、実施する。								
目的	・適正な使用料・手数料を徴収することで、市の財源を確保するため。 ・サービスを利用している人と利用していない人の負担の不公平を解消するため。								
目標時期	平成 32 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
消費税率変更に伴う使用料等の見直しと条例改正									
周知と実施									
3 年ごとの使用料の見直しと条例改正									
減免基準の策定と関係条例改正									
	目標					効果			
平成 30 年度	・平成 30 年 4 月使用料の見直しによる効果額 2,700,000 円 ・指定管理料の削減による効果額 ■ 円 ・消費税率変更に伴う使用料等の見直し ・使用料等の減免基準の統一 ・消費税率変更に伴う使用料等の条例改正								
平成 31 年度	・使用料等の額の変更の周知 ・使用料等の定期見直し作業								
平成 32 年度	・定期見直しによる使用料等の条例改正 ・使用料等の額の変更の周知								
効果額						2,700,000 円			

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ③ 次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。

整理番号	2-3-③	項目名	将来負担の抑制			所管課	財政課
これまでの取り組み	・市は、当初予算編成時における各課の要求事項について、市において真に必要な事業かを精査した上で予算を決定し、地方債の要件を満たす事業については、地方債を財源として充当し、原則として事業費の実績に応じて借入を行っている。 ・市は、決算においては、将来負担比率や実質公債費比率などを算出し、分析している。						
これからの取り組み	・平成 29 年度に策定した「一般会計における借入に係る方針」に基づき、一般会計における地方債の借入を削減することで、将来負担を抑制する。 ・当初予算編成に当たり、前年度の借入残高や決算状況を分析し、将来負担の適正化を踏まえた予算編成方針を各課に提示する。 ・事業課においては、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みにより、更新費用を削減する。						
目的	市の将来世代にわたる負担を適正化し、健全な財政運営を継続するため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
前年度決算状況の整理・分析							
公共施設等総合管理計画に基づく取り組みの実施							
翌年度予算編成への反映							
借入方針による借入の実施							
	目標				効果		
平成 30 年度	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを中心に予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入の実施				【市の効果】 ・市の将来負担が減る。 【市民の効果】 ・将来世代の市民の負担が減る。		
平成 31 年度	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを中心に予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入の実施						
平成 32 年度	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを中心に予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入の実施						

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。

整理番号	2-3-④	項目名	土地利用の促進			所管課	都市計画課 商工振興課 企画政策課 行政経営改革課		
これまでの取り組み	・ 国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道は、将来的に千葉県北西部の交通の要所となる可能性があり、本来、産業集積しやすい地域であるが、ともに市街化調整区域であるため、企業誘致を行える事業用地ではない。そこで、市街化調整区域において企業誘致を図ることができる環境とするため、具体的な規制誘導施策である「市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定している。								
これからの取り組み	・ 将来的な周辺環境の変化に対応できる企業誘致可能な事業用地の創出を図るため、総合計画等の上位計画の見直しを含め、国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道に企業誘致を図る上での課題を解決する具体的施策を検討する。 ・ 国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道の土地利用を横断的に促進するための組織の設置を検討する。								
目的	・ 固定資産税等の増加による歳入を確保するため。 ・ 雇用の確保により、職住近接による人口を維持するため。 ・ 地域経済の活性化や産業を振興するため。								
目標時期	平成 31 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
具体的施策・組織の検討									
具体的施策・組織の決定									
具体的施策の実施									
組織の設置									
	目標					効果			
平成 30 年度	・ 具体的施策・組織の検討					【市の効果】 ・ 国道 16 号及び国道 464 号の土地利用が増え、固定資産税等の歳入が確保できる。 【市民の効果】 ・ 国道 16 号及び国道 464 号に所有する自分の土地を有効活用できる。 ・ 地域経済が活性化される。			
平成 31 年度	・ 具体的施策・組織の検討と決定 ・ 具体的施策の実施								
平成 32 年度	・ 具体的施策の実施 ・ 組織の設置								

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑤ 農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。

整理番号	2-3-⑤	項目名	農商工連携による農産物販路の拡大		所管課	商工振興課 農政課	
これまでの取り組み	・市は、産業振興条例に基づく産業振興ネットワーク会議において、農業・商業・工業各事業者と定期的に意見交換・情報交換を行っている。 ・市は、ふるさと産品事業者や農業者が食品製造業者の連携による白井産梨を原料としたジャム、ジュースなどの加工品の開発、販売等の取組みに対し、PR等の支援を行っている。 ・市は、農商連携による白井産農産物の市内流通量の拡大を図るため、平成29年度に市内のスーパー等小売店への市内農産物の直売コーナーの設置を試験的に実施する。						
これからの取り組み	・農産物直売コーナーの設置による販売を本格化させ、取扱店舗を拡充する。 ・市内飲食店の白井産農産物の積極的利用のための協議を進める。 ・加工品事業等の取り組みを希望する農業者のニーズの把握を行い、農業者と加工業者等とのマッチングや加工品の開発に係る手法を習得する機会の創出などの支援を検討する。						
目的	農産物販路の拡大に市が関与することで、農産物の高付加価値化やブランド化を目指すため。						
目標時期	平成32年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成30年度	平成31年度	平成32年度
市内小売店等における農産物直売コーナーによる本格販売・取扱店舗の拡充							
市内飲食店における白井産農産物利用拡大の協議、利用店舗の拡充							
農産物加工を希望する事業者間のマッチング、事業者の加工品開発の手法習得・PR等の支援							
	目標				効果		
平成30年度	・市内小売店に農産物直売コーナーを設置し、白井産農産物の販売を本格的に開始 ・市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議 ・市内飲食店と白井産農産物の利用について協議 ・農産物加工の取組希望の事業者の支援				【市の効果】 ・白井産農産物の販路が拡大し、市税の税収が期待できる。 ・白井産農産物の知名度を高める。 【市民の効果】 ・白井産農産物を市内で入手しやすくなる。 ・農産物の生産者の収入が増える。		
平成31年度	・市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議 ・市内飲食店と白井産農産物の利用について協議 ・農産物加工の取組希望の事業者の支援						
平成32年度	・農産物加工の取組希望の事業者の支援						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-1	項目名	広告収入の確保			所管課	行政経営改革課 関係各課		
これまでの取り組み	・市は、現在、暮らしの便利帳、空き家対策リーフレット、封筒等に広告掲載し、支出の抑制を図っている。また、市役所1階に発券機、モニター、広告板を設置し、これらの費用を広告収入により賄っているほか、広告料が市の収入になっている。 ・広告募集は、各課が独自に行っているため、非効率である。								
これからの取り組み	・新たな広告収入確保の取り組みを検討し、実施する。 ・広告募集の仕組みを検討し、実施する。								
目的	・広告料を得ることで、市の財源を確保するため。 ・広告を入れた資料等の作成を広告主が行うことで、市の支出を抑制するため。								
目標時期	平成32年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成30年度		平成31年度	
広告を入れることができる業務の検討									
広告募集の仕組みの検討									
広告収入の確保・広告による支出の抑制									
	目標					効果			
平成30年度	・広告を入れることのできる業務の洗い出し ・広告募集の仕組みの検討								
平成31年度	・広告収入の確保・広告による支出の抑制								
平成32年度	・広告収入の確保・広告による支出の抑制								
効果額						■円			

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-2	項目名	公有財産の有効活用	所管課	管財契約課	
これまでの取り組み	・ 行政財産の目的外使用については、使用を許可した上で、使用料を徴収している。 ・ 普通財産の使用について、貸付契約等により、賃借料を得ている。					
これからの取り組み	・ 公有財産を有効活用するため、貸付等を行う。					
目的	財源の確保を図るため。					
目標時期	平成 30 年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
公有財産の貸付等の実施				→		
	目 標			効 果		
平成 30 年度	・ 公有財産の貸付等の実施 印西警察署白井分庁舎への貸付 約■万円 売店への貸付 : 約■万円					
平成 31 年度	・ 公有財産の貸付等の実施					
平成 32 年度	・ 公有財産の貸付等の実施					
				効果額 ■円		

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-3	項目名	普通財産の売却			所管課	管財契約課 関係各課		
これまでの取り組み	- 市は、土地所有者として普通財産を適正に管理するため、除草作業や危険防止のための柵等を設置した上で、経費をかけて管理している。 - 市は、普通財産の売却を積極的に行っていない。								
これからの取り組み	- 普通財産の売却に関する基本方針を策定する。 - 自治会集会所予定地は、これからの利用の有無を各自治会に打診し、活用の予定のない用地については、積極的に売却することで、財源の確保、経費の削減を行う。 - 教職員住宅、富士南園広場、給食センター跡地を売却する。								
目的	財源の確保を図るため。								
目標時期	平成 32 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
普通財産の売却に関する基本方針の策定						➡			
関係者（自治会等）への説明						➡			
不動産鑑定の実施						➡			
売却						➡			
	目標					効果			
平成 30 年度	- 普通財産の売却に関する基本方針の策定 - 普通財産の洗い出し - 各自治会への説明の実施								
平成 31 年度	- 不動産鑑定の実施 - 不動産鑑定に基づく対象財産の売却								
平成 32 年度	不動産鑑定に基づく対象財産の売却								
効果額						■円			

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-1	項目名	ESCO 事業の導入			所管課	管財契約課
これまでの取り組み	・ 公共施設の設備については、市が維持管理を行い、不都合箇所については、事後保全的に修繕、又は改修・更新している。						
これからの取り組み	・ ESCO 事業（施設の設備に省エネルギー設備を導入し、省エネルギー改修に要した経費等を全て省エネルギーによる一定期間の経費削減分で賄う取り組み）を市の公共施設の設備に導入する。						
目的	歳出を削減するため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ESCO 事業の研究、実施可能施設の把握							
事業者の募集及び選定							
事業者による調査・設計							
工事着手及び完了							
	目 標				効 果		
平成 30 年度	・ ESCO 事業の研究 ・ 実施可能施設の把握						
平成 31 年度	・ 事業者の募集及び選定 ・ 事業者による調査・設計						
平成 32 年度	・ 工事着手及び完了						
効果額					円		

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-2	項目名	小中学校 LED 照明器具の改修の実施に向けた検討			所管課	教育総務課
これまでの取り組み	・市教育委員会は、学校校舎の照明器具の老朽化対策及び省エネ対策として、平成 15 年度から平成 27 年度に実施した大規模改修において、従来型の照明器具から高効率照明器具や LED 照明器具に交換している。 ・市教育委員会は、学校体育館の照明器具の老朽化対策及び省エネ対策として、平成 19 年度から平成 25 年度に実施した大規模改修において、従来型の水銀灯からメタルハイドランプに交換している。						
これからの取り組み	・大規模改修が未実施の学校や前回の改修から 10 年以上経過する学校の既存照明器具を LED 照明に変更する改修工事の実施に向けて、整備手法等について検討する。						
目的	歳出を削減するため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
整備手法（リース等）の検討							
整備手法の決定							
	目標				効果		
平成 30 年度	・整備手法（リース等）の検討				【市の効果】 ・省エネルギー設備の導入により市の支出が減る。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・整備手法（リース等）の検討						
平成 32 年度	・整備手法の決定						

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-3	項目名	防犯灯・街路灯の一元管理			所管課	道路課 市民安全課			
これまでの取り組み	・防犯灯には、市が所有し、市民安全課が管理する防犯灯と、市が所有し、自治会が管理している防犯灯がある。 ・市道に設置されている街路灯は、市が所有し、道路課が管理している。									
これからの取り組み	・自治会が管理している防犯灯を市の管理にした上で、防犯灯及び街路灯を道路課が一元管理する。 ・一元管理は、防犯灯と街路灯を LED 化してまとめてリース契約することで、電気料金や維持管理の経費を削減しながら事業者管理に管理させる方法を検討する。									
目的	防犯灯と街路灯を一元管理することで、管理の効率化及び歳出を削減するため。									
目標時期	未定									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度
一元管理に向けた調整・検討						→				
リース契約による管理の検討						→				
事業者の募集及び選定								→		
事業者による調査・設計										→
	目標					効果				
平成 30 年度	・一元管理に向けた調整 ・リース契約による管理の検討 ・リース契約（LED 化）が可能な防犯灯、街路灯の洗い出し									
平成 31 年度	・実施方法の決定									
平成 32 年度	・事業者の募集及び選定 ・事業者による調査・設計									
	維持管理費（電気料金＋修繕費）43,717,993 円 防犯灯：H28 決算 25,134,112 円 街路灯：H28 決算 18,583,881 円					効果額				
						■円				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-4	項目名	再任用職員の活用			所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、定年退職した職員を再任用職員として任用しているが、能力や知識を活用しきれていない。						
これからの取り組み	・定年退職を迎える職員を対象として、再任用に関する意向等を把握する。 ・定年退職まで培った能力や知識を 持った 人材として、業務等を考慮し、効率的な配置を行う。						
目的	豊富な経験、能力、知識を持った人材を任用することで、多様な行政運営を図るため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
再任用に関する意向の把握					→		
再任用職員の活用					→		
	目標			効果			
平成 30 年度	・再任用に関する意向の把握 ・再任用職員の活用			【市の効果】 ・再任用職員の能力や知識を活かした配置を行う。 【市民の効果】			
平成 31 年度	・再任用に関する意向の把握 ・再任用職員の活用						
平成 32 年度	・再任用に関する意向の把握 ・再任用職員の活用						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

② 扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

整理番号	2-4-②	項目名	扶助費・補助金の見直し	所管課	行政経営改革課 関係各課	
これまでの取り組み	・市は、補助金を見直す際の見直し基準を定めていたが、補助金を新設する際の基本方針を定めていなかった。					
これからの取り組み	・平成 29 年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、5 年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金の見直しを行う。 ・予算編成時に全ての補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、適切に運用しているかを確認する。 ・扶助費についても統一的な方針を示し、見直しを行う。					
目的	扶助費・補助金を適正に執行するため。					
目標時期	随時					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予算編成時の既存補助金の確認				→		
扶助費の見直しの検討				→		
扶助費の見直しの実施				→		
	目 標			効 果		
平成 30 年度	・ 予算編成時の既存補助金の確認 ・ 扶助費の見直しの検討					
平成 31 年度	・ 予算編成時の既存補助金の確認 ・ 扶助費の見直しの検討					
平成 32 年度	・ 予算編成時の既存補助金の確認 ・ 扶助費の見直しの実施					
効果額				■円		

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。

整理番号	2-4-③	項目名	公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化			所管課	行政経営改革課				
これまでの取り組み	・市は、これまで公共施設に関する基本方針を策定しておらず、施設管理は、対処的、事後保全的に行ってきた。										
これからの取り組み	・平成 28 年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を検討する。 ・公共施設等総合管理計画に定める公共施設マネジメント目標を達成することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化する。										
目的	限られた財源の中で老朽化対策や施設管理を適正に行うため。										
目標時期	随時										
実施内容						実施スケジュール					
						平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
公共施設マネジメント目標の取り組み											
	目標					効果					
平成 30 年度	・公共施設マネジメント目標の取り組み					【市の効果】 ・公共施設等の老朽化対策や施設管理における財政負担を軽減し、平準化できる。 【市民の効果】 —					
平成 31 年度	・公共施設マネジメント目標の取り組み										
平成 32 年度	・公共施設マネジメント目標の取り組み										

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
- ② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

整理番号	2-5-①-1	項目名	事業主体の検討と決定			所管課	行政経営改革課 関係各課			
これまでの取り組み	・市は、平成 27 年度に「白井市アウトソーシングに関する指針」を策定したが、指針に基づいて、新たに具体的に事業主体を見直した事例はない。 ・市は、指定管理者制度や委託業務など、市が所有する施設や市の業務などについて、民間への委託を取り入れている。									
これからの取り組み	・市が行っている事業のうち、「白井市アウトソーシングに関する指針」の判断基準に基づき、アウトソーシングできるかどうかを検討する。 ・アウトソーシングできる事業については、コストやサービスの質を比較した上で、最も適した事業主体を決定する。									
目的	コストとサービスの質を比較した上で、最も適した事業主体を決定するため。									
目標時期	随時									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
アウトソーシングに関する指針の職員説明の実施						→				
関係各課におけるアウトソーシングできる事業の検討							→			
コストやサービスの質の比較							→			
事業主体・手法の決定と実施								→		
	目標					効果				
平成 30 年度	・アウトソーシングに関する指針の職員説明の実施 ・関係各課におけるアウトソーシングできる事業の検討					【市の効果】 ・アウトソーシングする事業が増える。 【市民の効果】 ・市民サービスが向上する。				
平成 31 年度	・アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 ・事業主体・手法の決定と実施									
平成 32 年度	・アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 ・事業主体・手法の決定と実施									

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-2	項目名	公の施設の運営方法の検討と実施	所管課	行政経営改革課 文化課・子育て支援課 社会福祉課・保育課	
これまでの取り組み	・各公民館、センターや福祉施設など 12 館、19 施設で指定管理者制度により、民間企業、NPO、市民団体等が公の施設を管理している。 ・公の施設を民営化した施設はない。 ・今まで直営としている施設については、運営方法について検討していない施設がある。					
これからの取り組み	・今後の運営方法を決定していない公の施設について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化などの運営方法を比較し、サービスとコストの観点から、最も適した運営方法等を決定する 【検討対象施設】 ・文化会館 ・プラネタリウム館 ・こども発達センター ・身体障害者福祉センター ・保育園 ・学童保育所					
目的	サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。					
目標時期	平成 32 年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
文化会館の運営方法等の検討と決定				→		
プラネタリウム館の運営方法等の検討と決定				→		
こども発達センターの運営方法等の検討と決定				→		
身体障害者福祉センターの運営方法等の検討と決定				→		
保育園の運営方法等の検討と決定				→		
学童保育所の運営方法等の検討と決定				→		
	目標			効果		
平成 30 年度	・各施設の運営方法等の検討 ・身体障害者福祉センターの運営方法等の決定			【市の効果】 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・市民サービスが向上する。		
平成 31 年度	・各施設の運営方法等の検討 ・文化会館の運営方法等の決定 ・プラネタリウム館の運営方法等の決定 ・こども発達センターの運営方法等の決定					
平成 32 年度	・各施設の運営方法等の検討 ・保育園の運営方法等の決定 ・学童保育所の運営方法等の決定					

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-3	項目名	窓口業務の委託の検討と実施			所管課	行政経営改革課・保育課・健康課 子育て支援課・社会福祉課 高齢者福祉課・保健福祉相談室 市民課（課税課・収税課） 環境課
これまでの取り組み	・市民経済部の職員 1 名が、コンシェルジュとして窓口案内業務を行っている。 ・市は、窓口業務を行うために非常勤職員や再任用職員等を雇用、任用している。 ・市は、保険年金課の窓口業務を委託している。						
これからの取り組み	・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口及びコンシェルジュの業務を委託する。 ・健康福祉部の窓口業務を整理し、委託を検討、実施する。						
目的	サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容						実施スケジュール	
						平成 30 年度	平成 31 年度
健康福祉部の窓口業務の導入準備							
健康福祉部の窓口業務の委託の実施							
市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の導入の検討と決定							
市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の試行実施の準備							
	目標					効果	
平成 30 年度	・健康福祉部の窓口業務の導入準備 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の導入の検討					【市の効果】 ・コストを下げながら、市民サービスが向上する。 【市民の効果】 ・市民サービスが向上する。	
平成 31 年度	・健康福祉部の窓口業務の導入準備 ・健康福祉部の窓口業務の委託の実施 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の導入の決定						
平成 32 年度	・健康福祉部の窓口業務の委託の実施 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の試行実施の準備						

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-4	項目名	学校校内業務の見直し			所管課	学校教育課
これまでの取り組み	・国は、労働者の働き方改革に取り組んでいる。 ・県教育委員会は、教職員の勤務の適正化を重要課題としている。市教育委員会では、市教職員の共通の取り組みとして「なしビジョン」を策定し、「脱：多忙化」を掲げている。						
これからの取り組み	・校内業務の見直しに向け、部活動・授業や教育課程などで 教職員の負担が軽減できるように 市で支援が可能な業務について、さらなる検討を行う。 ・校内業務で改善・廃止できる業務がないか見直しを行う。						
目的	校内業務支援によって、 教職員の負担を減らし 、教職員の自己研鑽の時間を確保し資質の向上に努めるため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容						実施スケジュール	
						平成 30 年度	平成 31 年度
教職員の多忙化に関する調査							
支援方法の検討							
支援の実施							
	目標					効果	
平成 30 年度	・教職員の多忙化の要因やこれを解消する方法についての調査 ・市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討					【市の効果】 ・教職員の負担が減る。 【市民の効果】 ・教職員の資質が向上することで、より良い教育を受けることができる。	
平成 31 年度	・市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討 ・可能な支援の開始						
平成 32 年度	・可能な支援の開始						

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

整理番号	2-5-②-2	項目名	情報機器管理における専門家の活用			所管課	情報管理課
これまでの取り組み	・市では、情報管理課職員が、庁内及び出先機関に設置された情報機器の不具合の対応を行っているが、不具合の対処に追われており、本来業務に支障が生じている。						
これからの取り組み	・不具合対応、ソフトのインストールなどのパソコンの設定や職員からの問合せの対応等を委託することで、職員が行うべき本来業務を適正に実施する。						
目的	・民間の専門性の高い人材を配置することで、日常の問合せや緊急時の対応の効率化を図るため。						
目標時期	平成 32 年度						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
調査研究・試行					→		
試行の検証					→		
本格実施の決定					→		
	目 標				効 果		
平成 30 年度	・情報機器の保守作業に係る作業時間の洗い出し ・保守作業のうち委託業者等に委託できる作業範囲と、市で行わなければならない作業の切り分けした上で、 試行の実施						
平成 31 年度	・平成 30 年度に行った 試行の検証 ・正規職員の事務的負担、作業時間がどの程度軽減されたかの調査 ・平成 30 年度に設定した委託業者の作業範囲が適切かの確認						
平成 32 年度	・平成 31 年度に見直した作業範囲等で、引き続き 試行の実施と検証 ・ 試行結果を基に、平成 33 年度からの本格実施の決定						
					効果額		
					円		

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

① 第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。

整理番号	2-6-①	項目名	事務事業評価の実施			所管課	企画政策課
これまでの取り組み	・平成 16 年度から計画の着実な推進、評価結果の予算への反映、事務事業の点検・是正による職員の意識改革を目的に、実施計画事業を対象とした事務事業評価を実施してきたが、事務事業の抜本的な見直し等が進まない状況にある。						
これからの取り組み	・平成 29 年度に評価システムを見直し、第 5 次総合計画の重点戦略事業（市の将来像の実現に向けて、市が重点的に取り組む 3 つの戦略 戦略 1 若い世代定住プロジェクト 戦略 2 みどり活用プロジェクト 戦略 3 拠点創造プロジェクト）を対象として、必要性・有効性・効率性の 3 つの視点に基づいて、事業の振り返りと改善のサイクルを徹底した事務事業評価を実施する。						
目的	事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事務事業評価の実施					→		
	目標			効果			
平成 30 年度	・事務事業評価の実施			【市の効果】 ・事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しが図られる。 【市民の効果】 —			
平成 31 年度	・事務事業評価の実施						
平成 32 年度	・事務事業評価の実施						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。

整理番号	2-6-②	項目名	外部評価と内部評価の実施			所管課	企画政策課
これまでの取り組み	・平成 16 年度から計画の着実な推進、評価結果の予算への反映、事務事業の点検・是正による職員の意識改革を目的に、実施計画事業を対象とした事務事業評価を実施してきているが、内部評価にとどまっており、市民目線での取り組みの改善には至っていないところである。						
これからの取り組み	・平成 29 年度に評価システムを見直し、新たに第 5 次総合計画の施策（9 つの戦略の柱）を対象とした施策評価を導入・実施するとともに、これまでの内部評価に加え、市民目線での取り組みの改善を図るため、施策評価において総合計画審議会による外部評価を導入し、実施する。						
目的	行政評価の透明性・客観性を確保し、市民の視点から行政活動の改善を進めるため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
外部評価の実施					→		
内部評価の実施					→		
	目標				効果		
平成 30 年度	・ 外部評価の実施 ・ 内部評価の実施				【市の効果】 ・ 行政評価の透明性・客観性が確保されるとともに市民の視点から行政活動の改善が進む。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・ 外部評価の実施 ・ 内部評価の実施						
平成 32 年度	・ 外部評価の実施 ・ 内部評価の実施						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。

整理番号	2-6-③	項目名	事務事業評価シートの簡素化・見える化			所管課	企画政策課				
これまでの取り組み	・平成 16 年度から計画の着実な推進、評価結果の予算への反映、事務事業の点検・是正による職員の意識改革を目的に、実施計画事業を対象とした事務事業評価を実施してきたが、評価シートの項目が多く、作成の負担感が大きいとともに、市民から見ても評価シートが膨大で分かりやすく評価結果を公表できているとは言い難い。										
これからの取り組み	・平成 29 年度に評価システムを見直し、詳細な評価シートを作成することよりも、事務事業の必要性、有効性、効率性の 3 つの視点から、論点を整理して、庁内で事務事業の改善に向けた議論を深めることを重視して、事務事業評価シートの簡素化・見える化を図り、市民への公表もわかりやすくする。										
目的	事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。										
目標時期	随時										
実施内容						実施スケジュール					
						平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進											
	目標					効果					
平成 30 年度	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進					【市の効果】 ・事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しが進む。 【市民の効果】 —					
平成 31 年度	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進										
平成 32 年度	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進										

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ④ 市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。

整理番号	2-6-④	項目名	市政に関する市民意向等の把握	所管課	企画政策課	
これまでの取り組み	・市は、5年に1回、市政に関する市民意向等を把握するため、住民意識調査を実施し、総合計画の策定に活用しているが、計画の推進時においては、市の取り組みの進捗等により市民の意識がどう変化しているかの経年的な把握が不十分な状況にある。					
これからの取り組み	・引き続き、5年に1回の住民意識調査を主としつつ、平成29年度に「しろいeモニター制度」（インターネットを利用して市からのアンケートに協力する制度）を創設し、登録していただいた18歳以上の在住在勤在学の市民モニターを対象に、インターネットを活用したアンケートを実施し、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握する。					
目的	市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて行政活動を随時改善するため。					
目標時期	随時					
実施内容				実施スケジュール		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施				→		
住民意識調査の実施				→		
	目標			効果		
平成30年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施			【市の効果】 ・市民ニーズに基づいた行政活動の改善が進む。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。		
平成31年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施 ・住民意識調査の実施					
平成32年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

整理番号	2-6-⑤	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課
これまでの取り組み	・事業のスクラップ・リセットを徹底するための基準や仕組みがなかった。				
これからの取り組み	・平成 29 年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、同基準に基づき事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進める。				
目的	事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し					
	目標		効果		
平成 30 年度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し		【市の効果】 ・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しが進む。 【市民の効果】 —		
平成 31 年度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し				
平成 32 年度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ① 都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現
有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。

整理番号	3-1-①	項目名	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施			所管課	学校教育課
これまでの取り組み	・市教育委員会は、市内 14 の小中学校のうち、12 校は共同調理場方式で、桜台小・中学校は自校方式により給食を提供している。現在、共同調理場については、平成 31 年度の稼働を目指して建替整備を進めている。また、給食調理、機械器具の維持管理業務及び給食会計処理等の事務処理は、各調理施設において行っている。						
これからの取り組み	・効率的・効果的運営及び事務等とするため、学校給食に関する運営、施設等の維持管理、会計処理等の業務を新学校給食センターで一元管理する。また、食育の推進、アレルギー対応食、地産地消等についても同様に一元化を図り、統一した対応とする。 ・桜台小・中学校については、施設・設備の老朽化や今後の学校規模等の状況を見ながら、安全で効率的な学校給食の在り方について、地域の意見等を踏まえた検討が必要となってくる。						
目的	効率的で、より安全安心な学校給食の提供、会計処理及び食育等を統一的に対応するため。						
目標時期	未定（新学校給食センターの運営開始に合わせ、学校給食関係業務を一元化し、将来の市全体の効率的で安全な学校給食の在り方を調査・研究する。）						
実施内容						実施スケジュール	
						平成 30 年度	平成 31 年度
学校給食業務の一元化への移行準備							
学校給食業務の一元管理の実施(自校方式における給食費の公金化を除く)							
自校方式における給食費の公金化							
桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食の在り方の調査・検討							
	目標					効果	
平成 30 年度	・学校給食業務の一元化のための準備					【市の効果】 ・学校給食業務の効率化が図られ、学校給食の安全安心な提供が高まる。 【市民の効果】 ・安全安心な学校給食を食べることができる。	
平成 31 年度	・新学校給食センターの稼働に合わせ、学校給食業務を新学校給食センターで一元化 ・食育、アレルギー食対応、地産地消等の統一的な対応						
平成 32 年度	・自校方式における給食費の公金化 ・桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食の在り方の調査・検討の開始						

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別計画を策定します。

整理番号	3-1-②	項目名	公共施設等の個別施設計画の策定	所管課	行政経営改革課 教育総務課 関係各課
これまでの取り組み	・公共施設の老朽化対策や財政負担の軽減、平準化を図り、将来を見据えた公共施設等総合管理計画を策定したが、個別施設計画は策定していない。				
これからの取り組み	・学校施設は、平成 31 年度中に個別施設計画を策定する。 ・学校施設以外の公共施設等は、個別の施設ごとの計画とするか、小学校区単位など地域ごとの計画とするかなど策定方法を検討した上で、利用者や市民との合意形成を図り、個別施設計画を策定する。				
目的	公共施設等の最適化を図るため。				
目標時期	未定				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
学校施設の個別施設計画の策定に向けた調査の実施		→			
学校施設の個別施設計画の策定			→		
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討		→	→		
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定				→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備					→
目標		効果			
平成 30 年度	・学校施設の構造躯体の健全性調査及び劣化度調査の実施 ・資料を基に個別計画策定業務の着手 ・学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討	【市の効果】 ・公共施設の最適な配置ができる。 【市民の効果】 —			
平成 31 年度	・学校施設の個別施設計画の策定 ・学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 ・学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定				
平成 32 年度	・学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。

整理番号	3-1-③	項目名	公共施設等を管理するための組織体制の構築			所管課	行政経営改革課		
これまでの取り組み	・ 公共施設等を総合的かつ計画的に管理する組織体制がない。								
これからの取り組み	・ 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行い、施設所管部門間の情報共有と全体調整を図る組織を設置する。								
目的	公共施設等について、部局横断的な調整を図るため。								
目標時期	平成 31 年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
組織の役割の検討									
組織の決定									
新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進									
	目 標					効 果			
平成 30 年度	・ 組織の役割の検討 ・ 組織の決定					【市の効果】 ・ 公共施設等に関する部局横断的な調整ができる。 【市民の効果】 —			
平成 31 年度	・ 新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進								
平成 32 年度	・ 新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進								

